

遺産分割協議書

令和元年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地 法務花子 実印（注）
〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務一郎 実印（注）
〇〇市〇〇町三丁目45番6号 法務温子 実印（注）

記

不動産

所在 〇〇市〇〇町一丁目
地番 23番
地目 宅地
地積 123・45平方メートル

所在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

これは、記載例です。この記載例を参考に、協議の結果に応じて作成してください。

（注）遺産分割協議書には、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各1通添付します（3か月以内に作成されたものでなくても結構です。）。